令和８年第３回七飯町議会定例会議案関係資料

◎条例の概要及び新旧対照表

資料１　七飯町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例の概要（議案第４１号）・・・

資料　1

七飯町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例の概要

総務課

1　改正理由

副町長が欠員となっていることから、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１６１条第１項ただし書の規定に基づき、副町長を置かないことができる特例措置を設けるため、七飯町副町長の定数を定める条例（平成１８年条例第３６号）の一部を改正するものです。

2　改正内容

七飯町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例（令和　年条例第　号）の施行の日から令和９年３月３１日までの間、副町長を置かないことができる特例措置を附則に加えます。

3　施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

七飯町副町長の定数を定める条例新旧対照表

改　正　前	改　正　後
本則（略） 附　則 １・２（略）	本則（略） 附　則 １・２（略） （特例措置） ３　この条例の規定にかかわらず、地方自治法第１６１条第１項ただし書の規定に基づき、七飯町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例（令和　年条例第　号）の施行の日から令和９年３月３１日までの間、副町長を置かないことができる。

資料　3

七飯町表彰条例の一部を改正する条例の概要

総務課

1　改正理由

七飯町表彰条例（昭和３４年条例第２６号。以下「条例」という。）に規定する表彰者選考委員会について、委員長である副町長の欠員時における根拠規定を整備するとともに、委員長の職務代理者を表彰事務の所管課長である総務課長と明記し、委員会の適切な運営を図るため、条例の一部を改正するものです。

2　改正内容

第５条第３項中「事故があるとき」の次に「又は委員長が欠けたとき」を加え、「委員長のあらかじめ指定する委員」を「総務課長」に改めます。

3　施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

七飯町表彰条例新旧対照表

改　正　前	改　正　後
目次（略）	目次（略）
第１条～第４条（略）	第１条～第４条（略）
第５条（略）	第５条（略）
２（略）	２（略）
３　委員長に事故があるときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を代理する。	３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。
４（略）	４（略）
第６条～第１５条（略）	第６条～第１５条（略）
附　則	附　則
（略）	（略）

資料　5

公益的法人等への七飯町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の概要

総務課

1　改正理由

公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図ることを目的とした、公益的法人等への七飯町職員の派遣等に関する条例（平成１５年条例第３６号。以下「条例」という。）について、派遣先団体であった七飯町森林組合が令和８年６月１日をもって、はこだて広域森林組合と合併したことから、条例の一部を改正するものです。

2　改正内容

条例第２条第１項から七飯町森林組合を削ります。

3　施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

公益的法人等への七飯町職員の派遣等に関する条例新旧対照表

改　正　前	改　正　後
第１条（略） （職員の派遣） 第２条（略） （１）・（２）（略） （３）七飯町森林組合 ２・３（略） 第３条～第９条（略） 附　則 （略）	第１条（略） （職員の派遣） 第２条（略） （１）・（２）（略） ２・３（略） 第３条～第９条（略） 附　則 （略）